

## 広島県ホームページ広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島県ホームページ（以下「県ホームページ」という。）に掲載する広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格等)

第2条 広告を掲載することができる広告枠の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル 横175ピクセル
- (2) 形式 GIF（アニメーション可）、JPEG又はPNG。ただし、アニメーションGIFなど動きのあるものを使用する場合にあっては、県ホームページを閲覧する者の目への負担が大きくなるようなものであること。
- (3) 容量 15kb以下

2 広告枠の位置は、県ホームページのうちから、知事が定める。

(掲載に適さないもの)

第3条 広告の画像及びそのリンク先のページの内容は、行政の品位を損なう恐れのないもので、かつ、県民に不利益を与えないものとし、次の各号のいずれかに該当するものは、県ホームページに掲載しない。

- (1) 法令に違反しているもの又はその恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反しているもの又は反する恐れがあるもの
- (3) 政治性のあるもの又は選挙に関係するもの
- (4) 宗教性のあるもの又は迷信若しくは非科学的なものに関するもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の氏名広告
- (7) 人権侵害、差別又は名誉毀損となるもの又はその恐れがあるもの
- (8) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥しようとするもの
- (9) 投機心、射幸心をあおるもの又はその恐れがあるもの
- (10) 内容が虚偽・誇大であるなど過度の宣伝に該当するもの又はその恐れがあるもの
- (11) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、県ホームページに掲載する広告として適当でないと知事が認めるもの

(広告の募集及び掲載)

第4条 広告枠に掲載することができる広告の募集は、ホームページなど県の広報媒体等を利用して行う。

2 広告枠に空きが生じた場合は、随時、前項の規定により募集する。

3 第1項又は第2項の募集に応じ、掲載申込みのあった広告については、この要領に定めるところに従い、掲載の可否を決定するものとする。

(広告掲載の申込み等)

第5条 広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、県に対し別記様式第1号により広告掲載の申込み等を行うものとする。

(広告の掲載期間)

第6条 広告の掲載期間は、月を単位とし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、12 か月を超えない範囲でその掲載期間を複数月とすることができる。

2 広告の掲載の開始日及び終了日は、県が定める。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、広告1 枠あたり、月額 55,000 円(消費税及び地方消費税を含む)とする。ただし、6 か月以上継続して掲載する場合の掲載料は次のとおりとする。

(1) 6 か月以上継続して掲載する場合 1 枠1 か月につき 52,250 円(消費税及び地方消費税を含む)

(2) 10 か月以上継続して掲載する場合 1 枠1 か月につき 49,500 円(消費税及び地方消費税を含む)

2 前項において、1 か月に満たない端数がある場合の当該月の広告掲載料は、当該月数の掲載日数を基礎として日割により計算した額を徴収するものとし、その額に1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 広告掲載料は広告の掲示費用とし、広告デザイン等広告作成に要する費用は広告主の負担とする。

(広告掲載決定の優先順序)

第8条 県は、第5条の規定により広告掲載の申込み等があった場合(第3条各号のいずれにも該当しないものに限る。)は、次に掲げる順序により、掲載する広告の選定に努めるものとする。

(1) 県の施策と密接に関係する法人及び団体の広告

(2) 国又は地方公共団体が出資し、又は出せんする法人及び団体の広告

(3) 公益法人及び公益的団体の広告(前二号に掲げるものを除く。)

(4) 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告

(5) 私企業又は事業を営む個人であって県内に事業所、事務所等を有するものの広告(前号に掲げるものを除く。)

(6) 前各号に掲げるもの以外の広告

2 前項の規定による順序が同じ広告が複数ある場合は、広告の掲載を希望する期間の長いものを優先させる。

3 前2項の規定によっても順序が同じ広告が複数あることにより掲載する広告を優先できないときは、抽選により決定させる。

(審査会)

第9条 前条の規定により、掲載申込みのあった広告の内容について、審査を行うため、広島県ホームページ広告審査会(以下「広告審査会」という。)を設け、必要の都度開催する。

2 広告審査会は、委員長及び委員で構成する。

3 広告審査会の委員長は総務局広報課長を、委員は広報課長が指名する職にある者をもって構成する。

4 広告審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(掲載広告の決定)

第10条 県は、第5条の規定による掲載申込みがあったときは、前条で定める広告審査会による審査を経て掲載の可否を決定する。

- 2 県は、前項の規定により掲載する可否を決定したときは、申込者に対し、その決定の内容を別記様式第2号による広島県ホームページ広告掲載決定通知書又は別記様式第3号による広島県ホームページ広告非掲載決定通知書により通知する。

(広告掲載料の納付)

第11条 前条第2項の規定により広告掲載決定の通知を受けた者は、県が指定する期日までに広告掲載料を知事が発行する納入通知書により納付しなければならない。

- 2 掲載期間が複数年度に渡る場合は、年度ごとに広告掲載料を納付するものとする。
- 3 掲載期間中に消費税率の改正があった場合には、差額分を施行後1か月以内に納付するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告原稿(画像データ)は、広告主が自己の負担により作成し、県が指定する期日までに県に提出しなければならない。

- 2 県は、前項の規定により提出された広告原稿(画像データ)の内容及びリンク先が第3条各号に該当するものでないこと、法令及びこの要領に違反していないことを確認しなければならない。
- 3 県は、前項の場合において、提出のあった広告原稿(画像データ)が適当でないと認めたときは、広告主に対し、広告原稿(画像データ)又はリンク先の変更を求めるものとする。
- 4 広告原稿(画像データ)の作成については、この要領に定めるもののほか、必要な事項を仕様書として別に定める。

(広告の掲載)

第13条 県は、広告掲載料が納付され、かつ、前条の規定により提出のあった広告原稿(画像データ)を適当と認めたときは、指定した広告枠に広告を掲載するものとする。

(広告内容等の修正等の指示)

第14条 県は、広告の内容等がこの要領に反すると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の修正等を指示することができる。

- 2 広告主は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(広告内容等の変更)

第15条 広告主は、事業の実施期間内において、広告の内容等を原則として月単位で変更することができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、変更しようとする月の前月の20日までに別記様式第4号により県に届け出るとともに、第12条の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。
- 3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第12条の規定を準用する。

(広告掲載の取消し)

第16条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らの手続を要することなく、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 法令又はこの要領の規定に反すると判断したとき。
- (2) その他県ホームページへの広告掲載が不適切であると判断したとき。

(広告掲載の取下げ)

第17条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、別記様式第5号により県に申し出なければならない。
- 3 県は、前項の規定による申出があった場合には、直ちに、掲載した広告を取り下げるものとする。
- 4 県は、前項の規定により広告掲載を取り下げた場合であって、取り下げた日の属する月の翌月から起算した掲載決定期間の残りの月数が3か月以上であるときは、当該残りの月数から広告掲載の事務手続に要する期間として2か月を減じた月数に相当する広告掲載料を返還するものとする。
- 5 前項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(リンク先の変更)

第18条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して10日前までに別記様式第4号により県に届け出るものとする。

(受託者の責務)

第19条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に係るすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第20条 広告掲載の決定後掲載開始前において、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を全額返還する。

- 2 前条に定めるもののほか、広告の掲載期間中に、広告主の責めに帰さない理由により広告を掲載することができなかった場合は、掲載できなかった期間に応じた広告掲載料を返還する。
- 3 前項の場合において1か月に満たない端数がある場合の当該月分に相当する広告掲載料の返還については、当該月数の掲載日数を基礎として日割により計算するものとし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 4 県が県ホームページの運営を一時停止した場合(一時停止の期間が連続して24時間以内の場合に限る。)は、前2項の規定にかかわらず、その広告掲載料を返還しない。ただし、一時停止の期間が連続して24時間を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(協議)

第21条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第22条 この要領に定めるもののほか、広島県ホームページへの広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年3月1日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に施行されていた広島県ホームページ広告掲載取扱要領（平成26年4月1日施行。以下「旧要領」という。）は廃止する。
- 3 この要領の施行の日前に旧要領によりした処分、手続その他の行為は、本要領中にこれに相当する規定があるときは、本要領の規定によりしたものとみなす。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年5月1日から施行する。

広島県ホームページ広告掲載申込書

令和 年 月 日

広島県知事様

（申込者）

住所

氏名

（団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名を記入してください。）

（担当者）

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

広島県ホームページに広告を掲載したいので、広島県ホームページ広告掲載取扱要領の規定により、次のとおり申し込みます。

1 リンク先ホームページの内容

(1) 内容

(2) URL

2 広告の内容

(1) 掲載希望期間（掲載期間は月単位とし、募集する期間内で記入すること。）

令和 年 月 ～ 令和 年 月

(2) 広告（バナー画像）の内容（実際のバナー画像を貼付。別紙でも可。）

3 添付書類

会社概要（業種、業務内容等が記載された資料）

なお、申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- ・この申込書及び添付書類並びにバナー広告のリンク先として指定するホームページの内容は、事実と相違ありません。
- ・広島県ホームページ広告掲載要領、広島県ホームページ広告掲載取扱要領に係る運用基準及び仕様書の内容を承諾し、遵守します。
- ・消費税及び地方消費税並びに都道府県税の滞納はありません。

広島県ホームページ広告掲載決定通知書

令和 年 月 日

様

広島県知事  
（総務局広報課）

令和 年 月 日付けで掲載の申込みのありました\_\_\_\_\_様の広告については、審査した結果、広島県ホームページに次のとおり掲載することに決定しましたので、通知します。

ついては、この広告掲載料を別添納入通知書により納付し、領収書の写しと掲載する広告バナー画像を、令和 年 月 日（ ）までに総務局広報課に提出してください。

なお、期限までに広告掲載料の納付及び広告バナー画像の提出がない場合は、掲載の決定を取り消すことがあります。

1 掲載する広告

(1) 掲載ページ

(2) 掲載枠数 枠

(3) 掲載期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日（ か月間）

(4) 広告の内容

(ア) 内容

(イ) リンク先アドレス

2 広告掲載料

\_\_\_\_\_円

納入期限：令和 年 月 日（ ）

別添納入通知書により納入ください。

3 広告バナー画像等提出期限

令和 年 月 日（ ）まで

4 承認条件

広島県ホームページ広告掲載取扱要領を順守すること。

5 提出・問い合わせ先

広島県総務局広報課

〒730-8511 広島市中区基町10番52号

バナー画像送付先：[soukouhou@pref.hiroshima.lg.jp](mailto:soukouhou@pref.hiroshima.lg.jp)

広島県ホームページ広告非掲載決定通知書

令和 年 月 日

様

広島県知事  
（総務局広報課）

令和 年 月 日付けで掲載の申込みのありました\_\_\_\_\_様の広告については、審査の結果、次の理由により非掲載とすることに決定したので、通知します。

非掲載とする理由

広島県ホームページ広告掲載取扱要領第3条第 号該当

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定によって、広島県知事に対して異議申立てをすることができます。



広島県ホームページ掲載広告等変更申込書

令和 年 月 日

広島県知事様

(申込者)

住所

氏名

(団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名を記入してください。)

(担当者)

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

広島県ホームページに掲載している広告を次のとおり変更したいので、申し込みます。

1 変更内容

区分	画像	リンク先のアドレス
現行		
変更後		

2 変更理由

3 掲載開始希望日

令和 年 月 日から

広島県ホームページ広告掲載取下げ申出書

令和 年 月 日

広島県知事様

(申込者)

住所

氏名

(団体にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び  
代表者の氏名を記入してください。)

(担当者)

氏名：

電話：

FAX：

E-mail：

広島県ホームページに掲載している広告を取り下げたいので、申し出ます。

1 現掲載内容

(1) 掲載決定番号及び年月日

(2) 掲載枠数 枠

(3) 掲載期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 ( か月間)

(4) 広告の内容

(ア) 内容

(イ) リンク先アドレス

2 取下げ理由

3 取下げ希望日

令和 年 月 日から